

記者発表資料

報道関係者各位

令和7年 4月 7日

弘前市

弘前市公用車カーナビに係るNHK受信料の未契約について

1 概要

全国の自治体において、公用車カーナビのNHK受信料未払いが報じられていることを受け、弘前市では、すべての公用車を対象としたテレビ放送が受信できるカーナビの設置状況を調査した結果、トータルで24台の公用車についてNHKとの受信契約を結んでいなかったことが判明しました。

2 原因

放送法第64条では、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、（中略）協会と受信契約を締結しなければならない」と規定されており、受信設備にはテレビのほか、NHK放送を受信可能なカーナビも含まれております。

一般家庭においては、家庭のテレビで受信契約をしていた場合、自家用車のカーナビに係る契約は不要とされる一方、地方自治体や企業の所有する事業用の車両のカーナビについては、車両1台ごとになることについて、認識が不足していたものです。

3 受信できる公用車台数、未契約台数（契約台数）及び所有公用車台数の内訳

市長部局（教育委員会含む）・上下水道部

受信できる公用車台数 30台

未契約台数 24台（契約台数 6台）

所有公用車台数 392台

4 未払い分の対応等

今後、契約方法や未払い分の支払い方法について、NHKと協議いたします。

5 今後の対応策（再発防止策）

今後、カーナビを設置する場合、特に必要がある場合を除き、テレビ放送を受信できないカーナビを選定し設置するようにいたします。